

令和7年12月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和7年度12月補正予算等関係)

地域社会振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年12月定例会議案説明資料目次

地域社会振興部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 人権・同和対策課 日野振興局	3 4 6
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		9
	4 債務負担行為に関する調書	東部地域振興事務所ほか	10

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第7号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)	市町村課	11
第10号	事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について	美術館	14
第11号	事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業）の締結についての議決の一部変更について	西部総合事務所県民福祉局	15
第16号	鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例	人権・同和対策課	16

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	令和6年度鳥取県継続費精算報告書について	文化政策課ほか	20
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年11月5日専決）	市町村課	21
第3号	長期継続契約の締結状況について	青谷かみじち史跡公園	24

議案第1号

議案説明資料総括表

地域社会振興部
(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
人権尊重社会推進局 人権・同和対策課	359,668	6,500	366,168				6,500
地域社会振興部 計	10,208,683	6,500	10,215,183				6,500

説明

【主な事業】

(人権・同和対策課)

・(新) インターネット上の差別行為等に関する対策事業

5,000千円

・(新) 拉致問題の早期解決に向けた啓発強化事業

1,500千円

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費

人権・同和対策課 (内線: 7603)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) インターネット上の差別行為等に関する対策事業	0	5,000	5,000				5,000	
トータルコスト	補正前: 0千円 (0.0人) 、補正: 10,651千円 (1.0人) 、計: 10,651千円 (1.0人)							

1 事業の目的、概要

SNSなどインターネット上の誹謗中傷や差別行為は投稿者が特定されにくく、インターネット上に書き込まれた情報は瞬時に拡散され被害の回復が困難であるという特性を踏まえ、被害の発生・拡大を防止するため、インターネットリテラシー向上のための啓発や、被害者が行う削除要請等への支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
インターネットリテラシー啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、研修会の開催 インターネット上の差別行為等について学びを深め、県民が加害者にも被害者にもなることがないよう啓発するために、講演会の開催や学校等での研修会を実施する。 動画による啓発 インターネット上の差別行為や誹謗中傷を行わないよう啓発する動画を作成し、YouTube、Instagram等で広報する。 	2,500
条例改正の周知事業	<ul style="list-style-type: none"> 条例の改正内容の周知 テレビ・ラジオCM、新聞広告等を活用して周知を図る。 	1,500
インターネット上の差別行為等の削除に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 削除要請等の支援 インターネット上の差別行為等の被害者が、投稿の削除要請等の手続を行うのを支援するため、弁護士への相談や手続等に係る費用を支援する。 	1,000
合計		5,000

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費

人権・同和対策課 (内線: 7592)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 拉致問題の早期解決に向けた啓発強化事業	0	1,500	1,500				1,500	
トータルコスト	補正前: 0千円 (0.0人) 、補正: 3,077千円 (0.2人) 、計: 3,077千円 (0.2人)							

1 事業の目的、概要

拉致問題の発生から長い年月が経過しており、解決に向けた取組は一刻の猶予も許されない状況にある。拉致問題の全面解決まで、決して人々の間で風化することがないよう、県民一丸となって拉致問題の早期解決に向けた思いを共有し、解決を目指す取組を推進する。

議員提案による「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」制定の動きに併せ、拉致問題解決に向けた県民の機運を全県に広げるための啓発を拡充する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
啓発・広報	<p>【啓発イベントの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パネル巡回展示・署名活動の実施 条例制定を機に、拉致問題の早期解決に関する機運を醸成する ● 人権学習会の開催 県民の拉致問題に対する関心を一層高め理解を深める人権学習会を県内事業所や学校で開催する ● 拉致問題啓発ビデオ上映会の実施 「みんなで知って考えよう～鳥取県の拉致問題」などの啓発動画を上映する <p>【広報の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新聞広告等を活用した広報 ● チラシの新規作成 	1,500
	合計	1,500

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

日野振興局 (電話: 0859-72-2084)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
西部総合事務所費（日野振興センター管理運営費）	25,683	〔債務負担行為 31,615〕 0	〔債務負担行為 31,615〕 25,683				〔債務負担行為 31,615〕	
トータルコスト	補正前: 87,450千円 (10.1人)、補正: 789千円 (0.1人)、計: 88,239千円 (10.2人)							

1 事業の目的、概要

日野振興センターの庁舎警備について、令和8年度当初から完全機械警備とするため、債務負担行為による5年間（令和8年度から令和12年度）の複数年契約を締結する。

2 主な事業内容

監視カメラや防犯センサーの活用、夜間・休日の電話対応等の体制整備など、必要な措置を講じた上で機械警備化する。

<機械警備化の体制>

- 敷地内を監視するカメラを12箇所に設置
- センサーが侵入等を感知した場合や火災・地震発生時には、自動通報により警備会社職員が25分以内に現場に到着
- 庁舎出入は職員毎の個別カードキーにより管理
- 県民等からの電話は、音声ガイダンスにより担当者に転送
- トンネルの異常警報は、システムから直接担当者にメール送信

3 今後のスケジュール

令和7年12月 発注

令和8年 1月 入札

令和8年 4月 完全機械警備開始

令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款項目 節	3款 民生費								
				1項 社会福祉費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	10,315		10,315	10,315		10,315	10,315		10,315
2 給料	35,244		35,244	35,244		35,244	35,244		35,244
3 職員手当等	21,596		21,596	21,596		21,596	21,596		21,596
4 共済費	14,369		14,369	14,369		14,369	14,369		14,369
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	6,659	400	7,059	6,659	400	7,059	6,659	400	7,059
8 旅費	5,550	100	5,650	5,550	100	5,650	5,550	100	5,650
費用弁償	598		598	598		598	598		598
普通旅費	1,208		1,208	1,208		1,208	1,208		1,208
特別旅費	3,744	100	3,844	3,744	100	3,844	3,744	100	3,844
9 交際費									
10 需用費	3,225	200	3,425	3,225	200	3,425	3,225	200	3,425
11 役務費	1,937		1,937	1,937		1,937	1,937		1,937
12 委託料	37,974	4,700	42,674	37,974	4,700	42,674	37,974	4,700	42,674
13 使用料及び賃借料	2,858	100	2,958	2,858	100	2,958	2,858	100	2,958
14 工事請負費									
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									
18 負担金、補助及び交付金	218,441	1,000	219,441	218,441	1,000	219,441	218,441	1,000	219,441
19 扶助費	1,500		1,500	1,500		1,500	1,500		1,500
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄付金									
26 公課費									
27 繰出金									
予備費									
計	359,668	6,500	366,168	359,668	6,500	366,168	359,668	6,500	366,168
財源内訳	国庫支出金	138,258		138,258	138,258		138,258	138,258	
	地方債								
	その他	76		76	76		76	76	
	一般財源	221,334	6,500	227,834	221,334	6,500	227,834	221,334	6,500

令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款項目	地域社会振興部合計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	215,540		215,540	
2 給料	732,292		732,292	
3 職員手当等	460,344		460,344	
4 共済費	306,828		306,828	
5 災害補償費				
6 恩給及び退職年金				
7 報償費	28,351	400	28,751	
8 旅費	70,275	100	70,375	
費用弁償	16,343		16,343	
普通旅費	28,914		28,914	
特別旅費	25,018	100	25,118	
9 交際費	300		300	
10 需用費	143,394	200	143,594	
11 役務費	53,155		53,155	
12 委託料	3,474,798	4,700	3,479,498	
13 使用料及び賃借料	86,409	100	86,509	
14 工事請負費	1,071,887		1,071,887	
15 原材料費	3,478		3,478	
16 公有財産購入費				
17 備品購入費	33,825		33,825	
18 負担金、補助及び交付金	3,526,307	1,000	3,527,307	
19 扶助費	1,500		1,500	
20 貸付金				
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				
24 積立金				
25 寄付金				
26 公課費				
27 繰出金				
予備費				
	計	10,208,683	6,500	10,215,183
財	国庫支出金	1,004,467		1,004,467
源	地方債	1,502,000		1,502,000
内	その他	874,991		874,991
訳	一般財源	6,827,225	6,500	6,833,725

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費	負担金、補助 及び交付金	インターネット上の差別行為等の削除支援に関する助成補助金 1,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考	
				期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金		
令和7年度 東部庁舎管理費	東部地域振興 事務所	千円 104,417	千円	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	104,417	千円	千円 104,417	千円	千円	清掃業務委託・施設総合保守管理業務委託・構内植栽管理業務委託
令和7年度 中部総合事務所運営 事業	中部総合事務 所県民福祉局	40,768		令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	40,768				40,768	常駐警備業務委託・建築物環境衛生管理業務委託
令和7年度 西部総合事務所費 (日野振興センター管 理運営費)	日野振興セン ター日野振興 局	31,615		令 和 8 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	31,615				31,615	機械警備業務委託

条例名等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)																					
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>政治資金規正法の一部が改正され、都道府県の選挙管理委員会が写しの交付を行う対象に国会議員関係政治団体の代表者による確認書が加えられたこと及び政党助成法の一部が改正され、都道府県の選挙管理委員会が都道府県提出文書の写しの交付を行うこととされたことに伴い、これらの事務に係る手数料を新たに徴収する。</p> <p>2 概要</p> <p>次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A4の大きさの用紙に複写したものの交付</td> <td>交付する用紙1枚につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>CD-Rに複写したものの交付</td> <td>CD-R1枚につき</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>DVD-Rに複写したものの交付</td> <td>DVD-R1枚につき</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>A4の大きさの用紙に複写したものの交付</td> <td>交付する用紙1枚につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>CD-Rに複写したものの交付</td> <td>CD-R1枚につき</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>DVD-Rに複写したものの交付</td> <td>DVD-R1枚につき</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日</p> <p>施行期日は、令和8年1月1日とする。</p> <p>[参考]</p> <p>※1 政治資金規正法の改正により、国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者の適正な収支報告書の作成を確認し、その確認書を会計責任者に交付することが新たに義務づけられた。</p> <p>なお、確認書は、令和9年1月1日から同年5月末までに提出される令和8年分の収支報告書から添付されることとなっている。</p> <p>※2 政党助成法の改正により、閲覧のみが認められていた都道府県提出文書（政党支部報告書等）について、新たに写しの交付を請求することが可能となった。</p>	区分	単位	金額	A4の大きさの用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき	10円	CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき	30円	DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき	50円	A4の大きさの用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき	10円	CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき	30円	DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき	50円
区分	単位	金額																				
A4の大きさの用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき	10円																				
CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき	30円																				
DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき	50円																				
A4の大きさの用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき	10円																				
CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき	30円																				
DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき	50円																				

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(327) 略</p> <p>(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面、<u>同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は同法第19条の14の2第4項の規定による確認書</u>をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(329) <u>政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア <u>都道府県提出文書を複写機により日本産業規格A4列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円</u></p> <p>イ <u>都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円</u></p> <p>ウ <u>都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(327) 略</p> <p>(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は<u>同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書</u>をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p>

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 略
- (2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第328号の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定
令和8年1月1日
- 2～4 略

条例名等	事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について				
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決（令和2年3月24日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業契約の締結 (4) 契約金額 <u>15,380,663,493</u>円</td> <td>1 事業契約の締結 (4) 契約金額 <u>15,336,639,806</u>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※44,023,687円の増</p> <p>3 変更理由</p> <p>物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。</p>	変更後	変更前	1 事業契約の締結 (4) 契約金額 <u>15,380,663,493</u> 円	1 事業契約の締結 (4) 契約金額 <u>15,336,639,806</u> 円
変更後	変更前				
1 事業契約の締結 (4) 契約金額 <u>15,380,663,493</u> 円	1 事業契約の締結 (4) 契約金額 <u>15,336,639,806</u> 円				

条例名等	事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業）の締結についての議決の一部変更について				
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業）の締結についての議決（令和3年3月26日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すよう変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 契約金額 <u>1,691,084,958円</u></td> <td>4 契約金額 <u>1,675,664,248円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※15,420,710円の増</p> <p>3 変更理由</p> <p>物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。</p>	変更後	変更前	4 契約金額 <u>1,691,084,958円</u>	4 契約金額 <u>1,675,664,248円</u>
変更後	変更前				
4 契約金額 <u>1,691,084,958円</u>	4 契約金額 <u>1,675,664,248円</u>				

条例名等	鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>次のとおり鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>1 条例の改正理由 インターネット上の誹謗中傷又は差別的な情報発信によって重大な被害が発生していることに鑑み、県民を被害者にも加害者にもさせないため、相談者に対する県の支援内容を明確化し、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律に基づく措置を補完しつつ、知事が特定電気通信役務提供者又は侵害情報に係る発信者に対して侵害情報の削除の要請等を迅速に行うことにより、人権が尊重される社会づくりを図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 人権相談窓口による支援として、次の項目が含まれることを明記する。</p> <p>ア 発信者情報の開示の請求に関する援助その他必要な支援 イ 特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう求める申出に関する援助その他必要な支援</p> <p>(2) 県民は、自己に係る侵害情報であって人権相談窓口に相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することを求めることができるものとする。</p> <p>(3) 知事は、(2)の求めをした者の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができるものとする。</p> <p>(4) 知事は、(3)を受けた発信者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、当該発信者に対して、期限を定めて、当該要請に係る侵害情報送信防止措置を講ずるよう命ずることができるものとする。</p> <p>(5) 知事は、(4)による命令をした場合において、その命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）及び当該命令の内容を公表することができる。この場合において、当該公表による(2)の求めをした者の権利の保護に十分配慮するものとする。</p> <p>(6) (3)の要請、(4)の命令及び(5)の公表（以下「防止措置要請等」という。）は、表現の自由に十分配慮して行わなければならないものとする。</p> <p>(7) 防止措置要請等は、その当事者が未成年者であるときは、当該当事者の心身への影響に十分配慮して行わなければならないものとする。</p> <p>(8) 知事は、毎年度、人権相談窓口における人権に関する相談及び防止措置要請等に係る前年度の実施状況を公表するものとする。</p> <p>(9) 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育、人権啓発及びインターネットを利用した人権侵害行為の防止並びにそのためのリテラシーの向上に関する施策を積極的に行うものとする。</p> <p>(10) (4)の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(11) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(12) 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。</p>

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基本方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、人権施策基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、協議会が軽微なものと認める変更については、この限りでない。</u></p> <p>(差別のない社会づくりの推進)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育、<u>人権啓発及びインターネットを利用した人権侵害行為の防止並びにそのためのリテラシーの向上に関する施策を積極的に行うものとする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(人権に関する相談)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく発信者情報の開示の請求に関する援助その他必要な支援</u></p> <p>(5) <u>特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対し、侵害情報送信防止措置（法第2条第8号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。以下同じ。）を講ずるよう求める申出に関する援助その他必要な支援</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(差別のない社会づくりの推進)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育<u>及び人権啓発</u>を積極的に行うものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(人権に関する相談)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(6) 略

3・4 略

(侵害情報の削除等)

第8条の2 県民は、自己に係る侵害情報（法第2条第6号に規定する侵害情報をいう。以下同じ。）であって人権相談窓口に相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者（法第2条第5号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めをした者（第4項において「被侵害者」という。）の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができる。

3 知事は、前項の要請を受けた発信者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、協議会の意見を聴いた上で、当該発信者に対して、期限を定めて、当該要請に係る侵害情報送信防止措置を講ずるよう命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）及び当該命令の内容を公表することができる。この場合において、当該公表による被侵害者の権利の保護に十分配慮するものとする。

5 第2項の要請、第3項の命令及び前項の公表（以下「防止措置要請等」という。）は、表現の自由に十分配慮して行わなければならない。

6 防止措置要請等は、その当事者が未成年者であるときは、当該当事者の心身への影響に十分配慮して行わなければならない。

(実施状況の公表)

第8条の3 知事は、毎年度、人権相談窓口における人権に関する相談及び防止措置要請等に係る前年度の実施状況を公表するものとする。

(4) 略

3・4 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、協議会を設置する。

2 略

第10条 略

（罰則）

第11条 第8条の2第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 略

第10条 略

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

令和6年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画			実 績			比 較										
				左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳								
				特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源						
総務費	企画費	熱業文化機(芸術等 機器と術 等り拠 改ざん施 修ん施 工文設 化事 事)	5	128,789,000	円	円	円	円	13,789,000	91,080,000	円	82,000,000	円	9,080,000	円	37,709,000	円	33,000,000	円	4,709,000
			6	128,005,000					13,005,000	165,713,900		148,000,000		17,713,900	△	37,708,900		△ 33,000,000		△ 4,708,900
			計	256,794,000					26,794,000	256,793,900		230,000,000		26,793,900	100					100
		環境整備事業費	5	21,864,000					1,864,000	14,150,000		12,000,000		2,150,000	7,714,000			8,000,000		△ 286,000
			6	32,795,000					3,795,000	22,258,900		19,000,000		3,258,900	10,536,100			10,000,000		536,100
	企画費	計		54,659,000					5,659,000	36,408,900		31,000,000		5,408,900	18,250,100			18,000,000		250,100
	スポーツ環境整備事業費	会場整備中央事	5	20,000,000																
			6	29,000,000																
			計	49,000,000																
		スポーツ環境整備事業費	5																	
			6																	

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(1) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(令和7年11月5日専決)</p>
提出理由	<p>1 提出理由</p> <p>公職選挙法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和7年11月5日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p>
理由及び概要	<p>2 概要</p> <p>公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格が全ての選挙について統一されたことに伴い、法の規定を引用する次の条例について規定の整理を行う。</p> <p>(1) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例</p> <p>(2) 鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例</p>
概要	<p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、令和8年1月1日とする。</p> <p>(2) 改正後の条例が適用される選挙を定める。</p>

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、 <u>法第143条第1項第5号</u>のポスターをいう。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、 <u>法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター</u>（鳥取県知事の選挙に係るものに限る。） 及び<u>同項第5号</u>のポスターをいう。</p> <p>4・5 略</p>

(鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例（令和6年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適正な選挙運動等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>法第143条第1項第5号</u>のポスター（以下「<u>選挙運動用ポスター</u>」という。）は、選挙運動のため に使用するものであって、専ら財産上の利益を得 るために使用するなど、選挙運動のために使用する もの以外のものを法第144条の2第1項若しくは 第8項又は第144条の4の掲示場（以下「公営ポス ター掲示場」という。）に掲示してはならない。</p> <p>3 公営ポスター掲示場に掲示する<u>選挙運動用ポス ター</u>は、法第144条の2第5項（同条第10項にお いて準用する場合及び法第144条の4の規定により法 第144条の2第5項の規定に準じて定める条例の規 定を適用する場合を含む。）の規定により公職の 候補者が公営ポスター掲示場ごとにそれぞれ1枚 掲示することができるものであり、公職の候補者 以外の者が掲示し、又は公営ポスター掲示場ご とに1枚を超えて掲示してはならない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(適正な選挙運動等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>法第143条第1項第4号の3及び第5号</u>のポス ター（以下「<u>選挙運動用ポスター等</u>」とい う。）は、選挙運動のために使用するものであ って、専ら財産上の利益を得るために使用するなど、選 挙運動のために使用するもの以外のものを法第144条 の2第1項若しくは第8項又は第144条の4の掲示 場（以下「公営ポスター掲示場」という。）に掲 示してはならない。</p> <p>3 公営ポスター掲示場に掲示する<u>選挙運動用ポス ター等</u>は、法第144条の2第5項（同条第10項にお いて準用する場合及び法第144条の4の規定により 法第144条の2第5項の規定に準じて定める条例の規 定を適用する場合を含む。）の規定により公職 の候補者が公営ポスター掲示場ごとにそれぞれ1 枚掲示することができるものであり、公職の候補者 以外の者が掲示し、又は公営ポスター掲示場ご とに1枚を超えて掲示してはならない。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契 約 の 相 手 方	契約金額 円	契 約 期 間	設置場所等
1	青谷かみじち史跡公園	物品 保守	ノートパソコン	1 台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	1,133,352	令和7年10月9日 ～令和11年10月3日	鳥取県立青谷かみじち史跡公園